
特別号 2003年1月発行

拡大委員会

淀川水系 流域委員会 委員会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

- 拡大委員会の内容.....P.1
 - 拡大委員会の資料より 抜粋.....P.7
 - これまで開催された委員会および部会等について.....P.13
 - ◇ 当日資料の閲覧・入手方法.....P.14
-

平成14年11月13日(水)、拡大委員会が開かれました。



【国立京都国際会館にて】

拡大委員会委員リスト

2002.11.13現在
(五十音順、敬称略)

No.	氏名	対象分野	所属等	委員会	備考(兼任)
1	芦田 和男 (委員長)	河川環境一般	京都大学 名誉教授 財団法人 河川環境管理財団 研究顧問	委員会	-
2	有馬 忠雄	植物	大阪府 自然環境保全指導員	-	淀川部会
3	池淵 周一	水資源(水文学、水資源工学)	京都大学防災研究所 教授	委員会	猪名川部会
4	井上 良夫	地域の特性に詳しい委員(水辺の遊び)	BSCウォータースポーツセンター 校長	-	琵琶湖部会
5	今本 博健	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学 名誉教授	委員会	淀川部会
6	植田 和弘	経済	京都大学大学院経済学研究科 教授	委員会	-
7	江頭 進治	河道変動	立命館大学理工学部 教授	委員会	琵琶湖部会
8	大手 桂二	砂防	京都府立大学 名誉教授	-	淀川部会
9	荻野 芳彦	農業関係(農業水利)	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科 教授	-	淀川部会
10	嘉田 由紀子	地域 まちづくり (環境社会学、文化人類学、住民参加論)	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	委員会	琵琶湖部会
11	川上 聡	地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーク・市民活動)	川の会 名張 事務局 近畿水の塾 幹事	委員会	淀川部会
12	川那部 浩哉 (琵琶湖部会長)	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長	委員会	琵琶湖部会
13	川端 善一郎	生態系	京都大学生態学研究センター 教授	-	琵琶湖部会
14	紀平 肇	動物	清風学園 講師	-	淀川部会
15	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授	委員会	琵琶湖部会
16	小竹 武	地域の特性に詳しい委員	大阪市立十三中学校 校医 小竹医院 院長 淀川ネイチャークラブ 会長	-	淀川部会
17	小林 圭介	植物(植物社会学)	滋賀県立大学 名誉教授 永源寺町教育委員会 教育長	-	琵琶湖部会
18	宗宮 功	水質(水質工学)	京都大学名誉教授 龍谷大学教授	委員会	琵琶湖部会
19	田中 真澄	地域の特性に詳しい委員 (自然哲学)	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐくむ会 代表 市民投票の会 共同代表	-	淀川部会
20	田中 哲夫	漁業関係(魚類生態学)	兵庫県立姫路工業大学 自然環境科学研究所 助教授	-	猪名川部会
21	谷田 一三	動物 (河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部 教授	委員会	淀川部会
22	塚本 明正	地域の特性に詳しい委員 (幅広い分野の人のネットと コーディネイト)	川とまちのフォーラム 京都 世話役	委員会	淀川部会
23	寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい委員 (自然環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	委員会	琵琶湖部会
24	寺田 武彦 (淀川部会長)	法律	弁護士 日弁連公害対策環境保全委員会 元委員長	委員会	淀川部会

No.	氏名	対象分野	所属等	委員会	備考(兼任)
25	長田 芳和	動物	大阪教育大学教育学部 教授	-	淀川部会
26	中村 正久	水環境(環境政策、環境システム工学)	滋賀県琵琶湖研究所 所長	委員会	琵琶湖部会
27	西野 麻知子	動物(陸水動物学)	滋賀県琵琶湖研究所 総括研究員	-	琵琶湖部会
28	仁連 孝昭	経済	滋賀県立大学環境科学部 教授	-	琵琶湖部会
29	畑 武志	農業関係	神戸大学農学部 教授	-	猪名川部会
30	服部 保	植物(植物生態学)	兵庫県立姫路工業大学 自然環境科学研究所 所長、教授	-	猪名川部会
31	原田 泰志	漁業関係	三重大学生物資源学部 助教授	-	淀川部会
32	東山 充	地域の特性に詳しい委員	特になし	-	猪名川部会
33	尾藤 正二郎	マスコミ	神戸親和女子大学文学部 教授	委員会	-
34	畚野 剛	地域の特性に詳しい委員	川西自然教室 代表	-	猪名川部会
35	藤井 絢子	地域の特性に詳しい委員	滋賀県環境生活協同組合 理事長	-	琵琶湖部会
36	細川 ゆう子	地域の特性に詳しい委員(住民運動)	猪名川の自然と文化を守る会	-	猪名川部会
37	本多 孝	地域の特性に詳しい委員 (環境教育、人と自然のかかわり)	みのお山自然の会 会長	-	猪名川部会
38	横村 久子	地域 まちづくり (地域計画 景観文化論)	京都女子大学現代社会学部 教授 (社)なら女性フォーラム 副理事長	-	淀川部会
39	榊屋 正	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	委員会	淀川部会
40	松岡 正富	地域の特性に詳しい委員	滋賀県漁業青年部 理事 朝日漁業協同組合 代表監事	-	琵琶湖部会
41	松本 馨	地域の特性に詳しい委員 (地域自然保護活動、淡水生物調査、 環境自然保護教育)	池田 人と自然の会 代表	-	猪名川部会
42	水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授	委員会	琵琶湖部会
43	三田村 緒佐武	環境教育(水環境教育、生物地球化学)	滋賀県立大学環境科学部 教授	委員会	琵琶湖部会
44	村上 悟	地域の特性に詳しい委員 (鳥類生態、ラムサール条約)	琵琶湖ラムサール研究会 代表	-	琵琶湖部会
45	森下 郁子	動物	淡水生物研究所 所長	-	猪名川部会
46	矢野 洋	水質	神戸市水道局水質試験所 所長	-	猪名川部会
47	山岸 哲	動物	財団法人 山階鳥類研究所 所長	-	淀川部会
48	山本 範子	地域の特性に詳しい委員	流域住民	-	淀川部会
49	山村 恒年	法律 行政法 環境法)	弁護士 元神戸大学教授	委員会	-
50	吉田 正人	自然保護(自然保護、生態学)	財団法人 日本自然保護協会 常務理事	委員会	-
51	米山 俊直 (猪名川部会長)	水文化	京都大学 名誉教授 大手前大学 学長	委員会	猪名川部会
52	鷺谷 いづみ	植物(植物生態学、保全生態学)	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授	委員会	-
53	和田 英太郎	水質(同位体生態学)	総合地球環境学研究所 教授	-	淀川部会
54	渡辺 賢二	水環境	上桂川漁業協同組合 元事務局長	-	淀川部会
55	小尻 利治	水資源(水文・水資源)	京都大学 教授	-	水需要管理WG 専任委員

注: 対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

拡大委員会の内容

委員会、各部会の委員をあわせて計39名の委員が出席し、審議が行われました。

最終提言作業部会リーダーの今本委員から、提言(修正素案021113版)について報告があり、続いて各部長から部会での提言に関する意見交換についての報告が行われました。また、一般意見聴取WGリーダーの三田村委員からは、住民意見の聴取・反映に関する提言(一般意見聴取WG素案021101版)について報告が行われました。各報告の後、それぞれについて、全委員による意見交換が行われました。

拡大委員会結果概要(暫定版)

庶務作成

開催日時: 2002年11月13日(水) 13:30~17:00

場所: 国立京都国際会館 アネックスホール

参加者数: 委員39名(うち委員会委員19名)、河川管理者21名、一般傍聴者167名

1 決定事項

- ・提言のとりまとめの進め方、および、河川管理者としての府県との意見交換について、運営会議にて対応を検討する。

2 審議の概要

①淀川水系流域委員会 提言(修正素案021113版)に関する意見交換

最終提言作業部会リーダーの今本委員から、資料2-2-1「提言(修正素案021113版)」について説明が行われ、各部会での提言(021028版)に関する意見交換について、各部長から報告が行われた。その後、全委員による意見交換が行われた。

<主な意見>

- ・流域委員会の使命は、理念の転換とそれを実現するための原理原則を明確にすること。修正素案021113版の「4-6ダムのあり方」について、「(1)基本的な考え方」は明確に書かれているが、「(2)新規ダムについて」はわかりにくく、これでは(1)で明確にされたスタンスが曖昧になってしまう。
- ・重要な部分の修正については、何故修正されたのか、その根拠についても教えてほしい。
- ・ダムWGでは、計画・工事のダムについても、新規ダムと同じ扱いをするとの合意が得られたと理解している。修正素案021113版には、それが全く反映されていない。
- ・ダムの選択について、条件付きの曖昧な記述にすると、流域委員会での決定がダム建設の免罪符として利用される可能性も否定できない。
- ・修正素案021113版は、これまでの部会の議論とは異なる内容となっているように感じる。今後、委員会全体の意見として、各部会、各WG、各委員の意見をどのように集約していくのか、明確にしておかなければならない。

②住民意見の聴取・反映に関する提言(素案021101版)に関する意見交換

一般意見聴取WGリーダーの三田村委員から資料2-3-1「住民意見の聴取・反映に関する提言(一般意見聴取WG素案021101版)」について報告が行われ、その後意見交換が行われた。

<主な意見>

- ・「聞きおく」という従来のスタンスをどう打破していくのかを明確にすることが重要である。

具体的な記述が必要だろう。例えば、公聴会・セミナー・現地見学会の使い分けや、NPO・NGO・住民にどう役割を分担して権限を与えていくかについても、提言していくべき。

- ・河川管理者が河川整備計画策定時および策定後に行うべき施策に関する記述(3-2、3-3)は、河川整備に関する提言にも記述する必要がある。

③今後の進め方について

- ・委員長代理より、「12/5の第15回委員会で提言を確定するというスケジュールを延期し提言素案について各部会で十分に意見を交換する必要があるのではないか」との提案があり、上記「1決定事項」のとおり決定した。
- ・河川管理者より、「府県が河川管理者として意見を述べる機会を設定して頂きたい」との要請があり、上記「1決定事項」のとおり決定した。

④一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者3名から、「治水理念の転換(破堤による壊滅的な被害の回避を優先)が、ダム建設の根拠になりかねない状況に留意して頂きたい」「高水敷に関する記述が非常に断定的であるため、河川の利用者から反発を招きかねない。ぜひ、修正を」等の発言があった。

3 主な意見

○淀川水系流域委員会 提言(修正素案)に関する意見交換

<各部会からの報告>

- ・3章の序文(3-1ページ 2行目)にある「河川整備計画の大転換」をどう捉えるかについて話題となった。また、提言の内容と現在の住民意識や社会の仕組みとの間に齟齬や葛藤がないとはいえないが、それを克服していかなければならないといった意見交換が行われた。(琵琶湖部会長)
- ・時間の大半が「4-6ダムのあり方」に関する議論に費やされた。多くの委員がB案を支持したが、中には、B案と言えども淀川部会の中間とりまとめの記述(ダムによる洪水調節は原則として採用しない)よりも後退しているという意見もあった。(淀川部会長)
- ・「4-6ダムのあり方」のA案、B案について、各委員に意見を述べてもらったところ、B案を支持する意見が多かった。(猪名川部会長)

<提言作成にあたって>

- ・提言には、流域委員会の活動が継続していくことを示さねばならないと思う。「計画策定以前からの委員会の参画」の最後に、「また、計画後の実現に向けての推進方策も計画の中に組み込まれている」という文章を入れたい。

<緒言:川づくりの理念の変革>

- ・河川整備計画は、策定だけでなく、実施することも大事だ。最後の「河川整備計画を作成されるよう希望する」という文言を、「河川整備計画を作成・実施されるよう希望する」と変えてほしい。

<2-1 治水の現状と課題>

- ・今後、洪水問題を考えるためには、「洪水はわれわれを苦しめる最大の自然災害であった」(2-1ページ 3行目)という認識だけでなく、「同時に生物の生育にとっては、洪水による攪乱が重要でもあった」といった認識も必要だろう。洪水の意味を広く捉えるための記述が必要だ。

<3 新たな河川整備の理念 序文>

- ・「特に都市化された河川では」という記述を追加してほしい。また、都市そのものも河川によって変化していくという認識が必要ではないだろうか。

<3-5 新たな河川環境の理念>

- ・従来の河川整備は、「水位・流量・流速などを過度にコントロール」(3-5ページ 1行目)して

ただけではなく、「単調、かつ過度にコントロール」に終始してきた、という記述に修正する必要がある。

< 4-1 河川整備計画に関する基本事項 >

- ・日本という国が社会的・経済的に好ましい方向に動かなければ、総合的な水管理の質も向上しないのではないか。国の動きと水管理の関係性を示すためにも、「国の経済・社会政策の枠組み内での統合が重要であり」(4-1ページ 5行目)という記述を、「国の経済・社会政策の枠組みと、密に関係しており」と修正してほしい。
- ・河川整備計画の基本となる「河川整備基本方針」には基本高水流量や計画高水流量が定められており、これを見直すことによってダム必要性が失われる事態も考えられるため、提言には、「河川整備基本方針」についても触れておくべきではないか。

< 4-2 治水計画のあり方 >

- ・破堤回避対策には、費用と時間がかかる。公共工事が厳しく批判されている中で、果たしてそういった整備が可能なのか。まず、住民のことを考えて、10年に1度の洪水を対象にした従来通りの整備を進めるほうが大事だろう。
- ・氾濫を誘導するという新しい概念が示されているが、資産価値の高い箇所とそうでない箇所の補償費や災害復旧費の検討・比較といった問題について、十分な検討や議論が必要だ。また、これまで住民に河川に関する十分な情報が知らされていなかったという問題点を踏まえ、今後は住民に情報を提供し、総合的に判断した工事实施の優先順位も考えた河川整備計画を策定していくべきだろう。

< 4-6 ダムのあり方 >

- ・流域委員会の責務は、河川整備の理念転換とそれを実現するための原理原則を明確にすることにある。修正素案021113版「4-6ダムのあり方」の「(1) 基本的な考え方」ではそれが明確に書かれているが、「(2) 新規ダムについて」はわかりにくく、これでは(1)で明確にされたスタンスが曖昧になってしまう。文章を修正すべき。(委員長代理)
- ・ダムWGでは、計画・工事中のダムについても、新規ダムと同じ扱いをすとの合意が得られたと理解している。しかし、修正素案021113版の「新規ダムに準じた取り扱いをする」(4-14ページ 26行目)という記述では、ダムWGでの合意内容が反映されていない。「準じた」という語は、「同じ」という意味ではない。修正してほしい。
ダムWGで議論した内容を反映させるなら、「準じた」という言葉は正確ではない。表現を訂正したい。(ダムWGリーダー)
計画・工事中のダムは、新規ダムと同じ扱いはできない。考え方としては「その段階でできることは新規ダムと同じ取り扱いをしてほしい」が適切ではないか。
- ・「(2) 新規ダムについて」では、淀川部会の中間とりまとめの表現である「ダムによる洪水調節は原則として採用しない」という文言を復活させた方がよい。
- ・ダムについては、流域住民だけではなく、NGOやNPOも共同で取り組んでいくということを明確にするためにも、流域住民に加えて「およびNGO・NPO」と記述したい。
- ・基本的には修正素案021113版の内容でよいと思うが、「極力抑制」という言葉だけが独り歩きしないように表現を考慮すべき。
- ・ダムに関する提言は、今後の河川整備の大きなポイントとなるだろう。修正素案021113版のような条件付きの曖昧な記述のままでは、流域委員会での決定がダム建設の免罪符として利用される可能性も否定できない。

< その他 >

- ・流域委員会は河川整備計画だけではなく、計画策定後どう推進していくかについて考えねばならない。提言においては新たに5章を作り、計画を実現していくプロセスについて書くべきだろう。

- ・一般の方から、淀川部会の中間とりまとめにあった「ダムによる洪水調節は原則として採用しない」という文言がなくなったことについて質問を受けた。理由や経緯を説明できないでいる。

委員会としては一度もそのようなことを決定したわけではない。(委員長)

部会でのとりまとめの他、一般からも様々な意見が出ていることは事実だろう。しかし、それに対して、委員会がどう反応するかは、次の問題だろう。当たり前の話だが、全員が賛同できるものは作れない。色々考えてこの案ができたと言明するほかないのではないか。

修正素案021113版は、これまでの部会やWGの議論とは異なる内容となっているように感じる。素案には今まで議論してきたことが反映されるべきであり、一個人の判断で修正されるべきではない。今後、各部会、各WG、各委員の意見をどのように集約していくのか、少数意見の取り扱いを含めて明確にしておくべきと考える。

住民意見の聴取・反映に関する提言(素案021101版)に関する意見交換

< 提言(修正素案021113版)への組み込み >

- ・「3-2河川整備計画策定時」、「3-3 河川整備計画策定後」には提言(修正素案021113版)の「4-7 住民参加のあり方」では書ききれていない住民との連携や協働について記してあるので、ぜひ提言(修正素案021113版)に組み込んでもらいたい。

提言(修正素案021113版)と住民意見の聴取・反映に関する提言を一緒にするということが、当初、そういう案があった。(委員長)

住民意見の聴取・反映に関する提言全部ではなく、3-2と3-3を提言(修正素案021113版)に追加してほしい。

< 一般意見聴取方法の検討 >

- ・意見聴取で大事なのは、「聞きおく」という従来のスタンスをどう打破するかであろう。3-2の「(2) 住民との連携・協働」(11ページ34行目)では公聴会・セミナー・現地見学会などあらゆる聴取方法が記されているが、提言に必要なのは、その使い分け方や、NPO・NGO・住民にどう役割を分担するかといった具体的記述ではないか。(委員長代理)

今、話していただいたことについては、一般意見聴取WGでは十分な議論ができなかった。一方で私たちが重要視していたのは、もの言わぬ人々の大きな声をどのように反映するか、あるいは現地での意見聴取効果についてであったが、これらも結論を出せぬまま提言を作ることになった。(リーダー)

その他

- ・提言のとりまとめという一番重要な部分を急いで進めると、これまで2年かけて議論してきた意味がなくなるのではないかと。また、最終提言作業部会(以下、作業部会とする)には、地域の特性に詳しい委員も参加させてほしい。

次の作業部会で議論した結果をもとに、12月5日に開かれる第15回委員会、さらには各部会で議論してもらうのはどうか。(委員長)

ダムに関しては、委員それぞれ譲れない意見があると思う。少数意見を確認するという意味から、作業部会を開く前に、提言素案021028版のA案、B案と今日寺川委員が出した案をC案とし、各委員が現時点でどの案を支持するかを確認したほうがよいのでは。

流域委員会が提示するダムについての考え方を、社会は注目している。慎重に審議しなければならない。

ダムの問題については、今後整備計画原案に個々のダムについて位置づけられた場合に、それをもとに議論をすることになる。ダム案に関しては「抑制する」というかなり強い方向性を出しているため、現段階のままでいいと思う。(委員長)

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者3名から、主に提言素案の記述について意見が出された。

<主な意見>

- ・素案021028版についての意見だが、まず「2-2 利水の現状と課題」(2-2ページ 19行目)では「需要予測が利用実績に比べて過大であるとの批判がある」と水需要予測についての記述があるが、「批判がある」を「明白な事実である」という表現に変えてほしい。湧水については、琵琶湖総合開発による利水安全度効果によって、湧水が減ったことを踏まえた記述をしてほしい。さらに「4-6 ダムのあり方」(4-17ページ 26行目)で、計画・工事中のダムについて「利水面の一からの見直し」をどこかに明記してほしい。
- ・先日、余野川ダムについて河川管理者に意見を伺ったところ、「壊滅的被害を避けるためにダムをつくる」と考えられているようだった。破堤による壊滅的な被害の回避を優先するという治水理念の転換が、ダム建設の根拠になりかねない状況に留意して頂きたい。
- ・「4-4 河川利用計画のあり方」の中の高水敷に関する記述(4-7ページ 32行目)について、二点意見を述べたい。まず、流域委員会の提言の中では自然環境だけを絶対的な基準としているが、何故、淀川だけが自然環境以外の社会、文化、経済的な要因が除外できるのかという点。もう一つは最近公的な空間については住民の意見を聞いて土地利用計画を策定する方向に動いているが、提言案ではグラウンドの排除によって最初から住民の意見を門前払いしているように受け取られかねないという点。流域委員会は河川管理者以上に強権的で排他的であるとの誤解を与えかねない。これらの点を考慮し、文言を修正してほしい。

4 今後の進め方について

河川管理者としての府県の意見発表について

- 河川管理者(河川調査官 村井氏)からの要請
 - ・流域委員会は、淀川水系の国の直轄区間を対象にした整備計画について議論して頂く委員会であるが、計画を策定するにあたっては指定区間と呼ばれる府県の管理区間との関係についても考える必要がある。これまで、府県には委員会・部会場で議論を聞いてもらっていたが、意見を言う機会がなかったため、一度、河川管理者としての府県に流域委員会の議論に対して意見を言う機会を設けてほしい。(河川管理者)
- 広く意見を聞くというのは、委員会でも大事だと思うので、12月5日に開催される第15回委員会でのような場を設けてはいかがだろうか。この後開催する運営会議で決めたい。また、整備局では12月中に原案を出せるのか。(委員長)

素案をいただいた後、12月中を目標に提出したい。(河川管理者)

提言案の確定延長について

- ・河川整備計画原案作成の元となる提言案を12月5日までに確定する目標で話を進めてきたが、それにとらわれずもう少し時間をかけて、各部会の委員の意見を十分に聴取し、作業部会でとりまとめたほうがいいのではないかと。現状では作業部会の今本リーダー一人に負担がかかっている。(委員長代理)
- 確かに、議論を急いでとりまとめるのはよくない。12月5日は提言に関する意見交換の場としてできるだけ皆さんが納得のいく形ですすめたい。スケジュールはこの後の運営会議で相談する。(委員長)



説明資料一覧

配布資料

資料リスト		資料請求 No
議事次第		RK-A
資料1-1	委員会および各部会、WGの状況(中間とりまとめ以降)	RK-B
資料1-2	委員会WG 結果概要	RK-C
資料2-1	提言とりまとめの今後の予定について	RK-D
資料2-2-1	淀川水系流域委員会 提言(修正素案021113版)	RK-E
資料2-2-1補足	提言(案)要旨	RK-F
資料2-2-2	淀川水系流域委員会 提言(素案021028版)	RK-G
資料2-2-3	最終提言素案(021113版)目次の対照表	RK-H
資料2-2-4	主要項目に関する論点および一般意見	RK-I
資料2-2-5	最終提言(素案021028版)に関する委員からのご意見	RK-J
資料2-3-1	住民意見の聴取・反映に関する提言(一般意見聴取WG素案021101版)	RK-K
資料2-3-2	一般意見聴取WG素案021101版に関する委員からのご意見	RK-L
資料3-1	提言の情報発信について	RK-M
資料3-2	10月~12月の委員会、部会、運営会議の日程について	RK-N
参考資料1	委員および一般からのご意見	RK-O

注1: 紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.14の「当日資料の閲覧・入手方法」をご覧ください

注2: 「 」のついた資料は原本はカラーとなっていますが一般傍聴者には白黒コピーを配付した資料です。ホームページでは、カラーで閲覧頂けます。

説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。尚、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

拡大委員会の資料より 抜粋

■ 淀川水系流域委員会 提言(修正素案021113版)より

最終提言作業部会リーダーの今本委員、および一般意見聴取WGリーダーの三田村委員より、資料2-2-1「新たな河川整備をめざして 淀川水系流域委員会 提言(修正素案021113版)」、資料2-3-1「住民意見聴取・反映に関する提言(一般意見聴取WG素案021101版)」を用いて、提言素案の現状について説明が行われました。

当日の議論は、両論併記だったものを一つにまとめた「4-6 ダムのありかた」の部分を中心に、理念の変革、治水計画のあり方等の記述に関して主に意見交換が行われました。

以下、提言(修正素案021113版)より当日の意見交換に関連する部分を抜粋して掲載いたします。

※紙面の都合上、素案の一部のみの抜粋とさせていただきます。提言素案の全文はホームページ(P14参照)にてご覧いただけます。

● 目次構成

新たな河川整備をめざして — 淀川水系流域委員会 提言 — (修正素案021113版)

■ 提言作成にあたって

■ 緒言：川づくりの理念の変革—淀川水系が持つ多様な価値の復活に向けて—

1 淀川流域の特性

- | | |
|--------------|--------------|
| 1-1 流域の概要 | 1-3 淀川流域の特性 |
| 1-2 琵琶湖流域の特性 | 1-4 猪名川流域の特性 |

2 河川整備の現状と課題

- | | |
|--------------|----------------|
| 2-1 治水の現状と課題 | 2-3 河川利用の現状と課題 |
| 2-2 利水の現状と課題 | 2-4 河川環境の現状と課題 |

3 新たな河川整備の理念

- | | |
|------------------|----------------|
| 3-1 河川整備に関する基本認識 | 3-4 新たな河川利用の理念 |
| 3-2 新たな治水の理念 | 3-5 新たな河川環境の理念 |
| 3-3 新たな利水の理念 | |

4 新たな河川整備計画のあり方

- | | |
|--------------------|----------------|
| 4-1 河川整備計画に関する基本事項 | 4-5 河川環境計画のあり方 |
| 4-2 治水計画のあり方 | 4-6 ダムのあり方 |
| 4-3 利水計画のあり方 | 4-7 住民参加のあり方 |
| 4-4 河川利用計画のあり方 | |

● 緒言：川づくりの理念の変革—淀川水系が持つ多様な価値の復活に向けて—(全文)

淀川水系は、世界有数の古代湖である琵琶湖をふくむ長い歴史のなかで、この水系独自の進化をとげた固有種を含め持つ多様な生物の宝庫である。また、古くから人間がこの水系の恵みを利用して豊かな社会、文化を築いてきた文明展開の場である。このように、淀川水系は長年にわたって自然と人が築きあげてきたもので、その流域に住む人々や生物にとって、多面的、複合的な価値をもつ、かけがえのない存在である。

しかしながら、淀川水系の状況は、ここ数十年の急激な人口増加、都市化、産業の進展、生活様式の変化とそれを支えてきた流域の開発や治水・利水事業により大きく変化した。この間、川については専ら治水・利水中心の効率的な河川整備が行われ、水質保全、生態系保全などの環境的配慮の視点が河川整備や河川管理から欠落していた。その結果、水質は悪化し、また生物の生育、棲息環境は著しく劣化し、すでに絶滅したもの、その危機にあるものなど、淀川水系の生態系は深刻な状態に至っている。また、人に安らぎや憩いを与えてくれた川の風景はほとんど消えかけており、人と川とのかかわりは希薄になっている。このような状況は将来における人間の生存の基盤をも脅かすものである。

今こそ、河川整備の理念を改革することにより、失われつつある淀川水系の自然、文化を取り戻し、次世代に継承していかなければならない。

河川整備においては、治水、利水、環境を総合的に考えるべきことは言うまでもないが、河川環境の現状から見て、従来進められてきた「治水・利水を中心とした河川整備」を「川や湖の環境保全と回復を重視した河川整備」へ転換して行くことが必要である。

淀川水系流域委員会は、ここに、上述の視点に立って河川管理者が河川整備計画を作成するための新たな河川整備の理念、それを具体化するための整備のあり方を提言するものである。

河川管理者はこの提言を尊重して河川整備計画の原案を作成し、さらに、その原案に対する流域委員会および地域住民や関係者の意見を反映させた河川整備計画を作成されるよう希望するものである。



● 2-1 治水の現状と課題(抜粋)

わが国では、太古の昔から、洪水はわれわれを苦しめる最大の自然災害であったが、先人の努力により治水安全度は飛躍的に向上し、とくに人的被害については戦後の一時期数千人を数えた。年間の死者・行方不明者数は百人以下に激減している。しかし、水害そのものは毎年発生しており、時間雨量100mmを超える豪雨の発生頻度の増加と相まって、破堤による壊滅的被害の発生も絶えず、大きな物的被害もたらされている。さらに、近年の都市化の進展とともに、洪水氾濫の繰り返しにより形成された沖積平野に人口や資産が集中するようになり、洪水対策すなわち治水はますます重要な社会的課題となっている。

現在の治水計画は、河川ごとに社会的重要度に応じて治水の対象となる洪水の規模を定め、対象規模以下の洪水に対して、水害の発生を防止することを目的としている。

この目的を達成するため、洪水流量を制御するダムが築かれ、河道の流下能力を高める堤防改修、あるいは河道の直線化などが行われてきた。また、堤防を連続的なものとしたため、多くの遊水池が失われ、河川改修が進むにしたがって洪水流量が増加するという現象を招くことになった。

河川整備が進むにしたがって流域が開発され、人口や資産が集中し、その結果として、ひとたび水害が発生すれば、これまで以上に被害が大きくなることになる。しかも、堤防は土あるいは砂でできており、越水や洗掘あるいは浸透等により容易に破堤するため、多くの人命や財産が失われる壊滅的な被害が起こる可能性が高い。

一方、流域内には、無堤部や狭窄部のように、水害が頻発している地域や、その危険のある地域もあるなど、治水安全度は地域によってかなりの違いがある。また、支川の河川整備は、本川に比べて、遅れているところが多い。

さらに、浸水の頻度が減少するとともに、流域の住民の水害に対する防災意識の低下がみられ、地域の水防を担ってきた水防団についても、団員の減少・高齢化等の課題に直面している。

なお、流域ごとの治水の現状と課題を示すと、次の通りである。

<琵琶湖流域>

琵琶湖総合開発により、湖岸の浸水の危険性が低下するなかで、洪水に対する警戒心がしだいに薄れ、湖岸近くまで土地利用が進んでいる。また、琵琶湖に注ぐ川の多くは天井川である。

●
●
●
(後 略)
●
●
●

● 3 新たな河川整備の理念(前文)

いま、2000余年におよぶわが国の川づくりは大転換を必要としている。治水と利水を主目的として進められたこれまでの川づくりは、水害が無くなったかのような安全感と、豊かな水に恵まれたかのような生活感をもたらした。しかし、水害は一向に克服されず、際限なく水資源を開発し、河川環境は本来の姿とは程遠いほど悪化している。

平成9年の河川法の改正により、河川環境の整備と保全、地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入が新たに加えられ、行き詰まった川づくりを打開する21世紀の新たな川づくりの幕が上がろうとしている。

仁徳帝による茨田堤や難波堀江、豊臣秀吉による太閤堤や文禄堤、明治河川法による南郷洗堰や新淀川開削が示すように、それぞれの時代における河川技術の曙を展開してきたのが淀川流域である。いま、新たな理念のもとで「川を活かし・川に活かされる河川整備」を全国に先駆けて始めることは、この流域に関わるわれわれの使命である。

● 3-5 新たな河川環境の理念(全文)

これまでに行われてきた河川整備は環境面においてさまざまな問題を引き起こしている。河川・湖沼の環境悪化は人間の文化的環境をも大きく劣化させ、将来における人間生存の基盤をも脅かすに至っている。

これらの問題を解決するには、これまでのような人間の生命財産の保全を中心とする河川整備から、人を含めた生態系を貴重な財産として尊重し、「河川や湖の環境の保全と回復を重視」した河川整備へと変更をする必要がある。

「環境の保全と回復」をはかるには自然の摂理を尊重しなければならない。例えば、水位・流量・流速などを過度にコントロールすることは生態系のリズムを乱すことにつながる。自然界のリズムにしたがった変動を保ち、河川の連続性、健全な水循環によってもたらされる水質や水温、適正な流砂と河川・河岸変動等が多様な生態系を生み出している。

河川や湖の環境にかかわる問題は多岐にわたりかつ相互に複雑に絡み合うが、自然の摂理を尊重した整備が河川や湖の環境の保全と回復につながるのである。

● 4-6 ダムのあり方(全文)

(1) 基本的な考え方

わが国では、治水、利水、発電等を目的として、すでに多くのダムが全国の河川に建設され、これらが生活の安全・安心の確保や産業・経済の発展に貢献してきたが、河川の水質や水温に影響を及ぼすほか、魚介類や土砂等の移動の連続性を遮断する、安定的な放流操作により流水の攪乱機能を喪失するなどにより、河川本来の生態系と生物多様性に重大な悪影響を及ぼしている。

したがって、ダムの建設は、河川環境の観点からは極力抑制すべきであり、治水および利水の観点からは新たな理念に沿った抜本的な再検討が必要である。

なお、地球温暖化による気候変化や社会情勢の変化といった不確定要素などについては順応的に対応するものとする。

堰あるいは発電用・農業用等のダムについても、上記に準じた取り扱いが必要である。

(2) 新規ダムについて

新規ダムについては、計画段階から次の事項について徹底した情報公開を行うとともに説明責任を果たす。

- ・ダムの必要性と建設予定地点の選定理由
- ・各種代替案の有効性の比較
- ・自然環境への影響
- ・自然環境への負荷も考慮した経済性
- ・その他

新規ダムの建設は、合理的な必要性があり、建設地点が自然的・社会的条件から最適であり、考えられるすべての実行可能な代替案のなかで最も有効性があり、自然環境への影響が社会通念上止むを得ないとされる程度であり、経済性に優れ、かつ流域住民を含む社会的合意がある場合に限られるものとする。

計画・工事中のダムについても、新規ダムに準じた取り扱いをするものとする。

(3) 既設ダム・堰について

既設のダム・堰が、自然環境に重大な影響を与えている場合、あるいは機能を低下・喪失した場合、撤去から存続にいたる幅広い検討を行い、存続させる場合には、ダム機能の回復をはかる、あるいはダム湖の水質改善対策、選択取水機能の追加、生態系・土砂の連続性の回復などを実施して自然環境への影響の軽減をはかる必要がある。とくに、ダムへの堆砂は、河床低下や海岸侵食をもたらしており、早急な対策が必要である。

また、河川の基本的特性の一つである攪乱機能を補償するため、ダムからの放流操作については利水安全度を考慮した弾力的運用が必要である。

● 4-7 住民参加のあり方(抜粋)

行政と住民の協働型の河川管理(新たな河川整備・管理)へ転換するためには、行政は従来の職能的な専門家の意識から住民の生活感覚に密着した立場の意見を積極的に採り入れることのできる新たな専門家としての意識へと転換する必要がある。一方、住民は行政に対する「お上」意識や行政への白紙委任的態度を払拭するとともに、利益享受には責任分担が伴うことを意識すべきである。このような意識変革のためには、行政と住民との間の信頼関係の構築、行政側からの情報公開、住民参画の機会創出と生活に密着した情報づくり、緊急時等の参画意識と主体性の醸成が必要である。

また、河川管理者は、住民の知恵を活かした公正で社会全体の便益の大きい合意形成を実現するための仕組みを検討しなければならない。地域相互間、例えば上下流住民間の意見が主体的に調整・合意される必要がある。利害が対立した場合の調整のしかたや社会的な利害調整が恒常的に行われる仕組みを構築することも必要である。河川管理者と流域住民間の連携をより有効・強固にするためには法制度の整備も必要である。

さらに、河川管理者が川や湖に関連する情報や施策内容を十分に開示し説明して、相互の理解のもとで合意形成ができるよう図らねばならない。この場合も河川管理者、住民の双方が互いの責任、役割分担、費用負担等のルールを取り決める必要がある。合意形成の基本は、「信頼」「安心」であり、河川管理者と住民は、双方が共に十分な信頼、安心を獲得できるように努力しなければならない。

(1) 情報の共有と公開

1) 情報の公開

河川管理者は、河川に関する情報を普段からわかりやすく公開するとともに、事業実施の際は計画段階からの判断形成過程の情報を、住民に対して包括的に公開しなければならない。情報提示に際しては、性別や年齢、障害の有無による情報格差が生じないように十分配慮しなければならない。事業対象地域以外の住民にも広く情報が行き渡るよう、情報通信技術の活用等が必要である。

また、公開する情報について、意図的な加工・隠蔽は行ってはならないのは当然のことであるが、社会的に重要な事項、あるいは今後重要とされる事項については、その論点を明確にした上で、情報を公開しなければならない。情報の公開後は、情報が住民にどう伝わったか、合意の形成にどれだけ役立ったかを確認し、情報発信のあり方を絶えず改善していくことが必要である。

●
●
●
●
(後 略)
●
●
●
●

これまで開催された委員会および部会等について

拡大委員会(平成14年11月13日)までに、以下の会議が開催されています。

委員会		琵琶湖部会		淀川部会		猪名川部会	
第1回	H13/2/1(木)	第1回	H13/5/11(金)	第1回	H13/5/9(水)	第1回	H13/5/23(水)
第2回	H13/4/12(木)	第2回	H13/6/8(金) (現地視察)	第2回	H13/6/2(土) (現地視察)	第2回	H13/6/7(木) (現地視察)
第3回	H13/6/18(月)	第3回	H13/6/25(月) (現地視察)	第3回	H13/7/6(金)	第3回	H13/6/21(木) (現地視察)
第4回	H13/7/24(火)	第4回	H13/8/22(水)	第4回	H13/8/9(木) (現地視察)	第4回	H13/8/7(火)
第5回	H13/9/21(金)	第5回	H13/10/12(金)	第5回	H13/8/11(土) (現地視察)	第5回	H13/10/9(火)
第6回	H13/11/29(木)	第6回	H13/11/1(木)	第6回	H13/8/19(日) (現地視察)	第6回	H13/12/18(火)
第7回	H14/2/1(金)	第7回	H13/11/20(火) (現地視察)	第7回	H13/9/10(月)	第7回	H14/1/18(金)
第8回	H14/2/21(木)	第8回	H13/12/21(金) 「意見聴取の試行のための会」	第8回	H13/10/31(水)	第8回	H14/1/27(日) (意見聴取の会含む)
第9回	H14/3/30(土) (意見聴取の会含む)	第9回	H14/1/24(木)	第9回	H13/11/26(月)	第9回	H14/2/15(金)
第10回	H14/4/26(金)	第10回	H14/2/19(火) (意見聴取の会含む)	第10回	H13/12/17(月)	第10回	H14/3/4(月)
第11回	H14/5/15(水)	第11回	H14/3/13(水)	第11回	H14/1/26(土) (意見聴取の会含む)	第11回	H14/6/11(火)
第12回	H14/6/6(木)	第12回	H14/4/7(日)	第12回	H14/2/5(火)	第12回	H14/7/11(木)
第13回	H14/7/30(火)	第13回	H14/5/12(日)	第13回	H14/3/14(木)	第13回	H14/8/20(火)
第14回	H14/9/12(木)	第14回	H14/6/4(火) (現地視察)	第14回	H14/4/5(金)	第14回	H14/10/1(火)
		第15回	H14/6/17(月)	第15回	H14/5/27(月)	第15回	H14/10/17(木)
		第16回	H14/7/4(木)	第16回	H14/6/24(月)	第16回	H14/11/8(金)
		第17回	H14/8/8(木)	第17回	H14/7/31(水)		
		第18回	H14/10/3(木)	第18回	H14/9/24(火)		
		第19回	H14/11/9(土)	第19回	H14/10/29(火)		
その他	設立会	H13/2/1(木)	第1回 合同勉強会	H14/4/11(木)			
	発足会	H13/2/1(木)	シンポジウム	H14/6/23(日)			
	第1回 合同懇談会	H13/2/1(木)					

当日資料の閲覧・入手方法

以下の方法で資料の全文を閲覧、または入手することができます。

ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

●ホームページ

会議で使用した資料は、ホームページで公開しております。アドレスは以下の通りです。

<http://www.yodoriver.org>



●郵送

郵送による資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)

ご希望の方は、別紙②の「FAX送信票」にご記入のうえ、FAXまたは郵送で庶務までお申し込みください。

●閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

別紙①

淀川水系流域委員会
ご意見用FAX送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 井上、森永、北林)

1. 淀川水系流域委員会へのご意見をご記入ください。

※寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

※ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。

2. 下記にご記入下さい。 ※ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表および希望された方への案内状等の送付のみに使用させていただきます。

- ①団体・会社名()
- ②ご住所(〒)
- ③TEL()
- ④E-mail()
- ⑤お名前()

3. 淀川流域委員会では、一般の方を対象としたイベントを度々行っております。

案内状等の送付を希望されますか？

- 1. 希望する
- 2. 希望しない

別紙②

淀川水系流域委員会傍聴申込
および資料請求用FAX送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 井上、森永、北林)

1. 委員会または部会への傍聴を希望される方は、下記に希望する会議の名称と開催日をご記入下さい。
会議開催の4日前までに傍聴を受け付けた場合は「受付のお知らせ」ハガキをお送りします。
※会議のお知らせは、「会議開催のお知らせ」のチラシ、ホームページ等を参照下さい。

開催日 例) ●月●日	会議名 例) 第●回淀川部会		

2. 委員会、部会等で提出された資料の郵送を希望される方は、各会議の説明資料一覧をニュースレター、ホームページ等で参照いただき、下記に送付を希望する資料の提出された会議名称、資料請求 Noと資料名、必要な部数をご記入下さい。

会議名称 例) 第6回淀川部会	資料請求 No 例) Y05-E	資料名 例) 資料3-2 現状説明資料(淀川水系の京都府下7河川の漁業について)	部数 例) 1

3. 下記にご記入下さい。 ※必ず①～⑤ 全てにご記入下さい。ご記入いただいた個人情報については、希望された方への案内状等の送付のみに使用させていただきます。

- ①団体・会社名()
- ②ご住所(〒)
- ③TEL()
- ④E-mail()
- ⑤お名前(複数名での傍聴を申し込まれる場合には、全ての方のお名前をお書き下さい。)

4. 淀川流域委員会では、一般の方を対象としたイベントを度々行っております。

案内状等の送付を希望されますか？

- 1. 希望する
- 2. 希望しない

淀川水系流域委員会 委員会ニュース 特別号

2003年1月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....
研究員：新田、柴崎、桐畑

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

TEL(06)6341-5983 FAX(06)6341-5984

E-mail: k-kim@mri.co.jp

●流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局/淀川工事事務所/琵琶湖工事事務所/大戸川ダム工事事務所/淀川ダム統合管理事務所/猪名川工事事務所/猪名川総合開発工事事務所/木津川上流工事事務所/水資源開発公団 関西支社/滋賀県 土木交通部河港課/京都府 土木建築部河川課/大阪府 土木部河川室/兵庫県 土木部河川課/奈良県 土木部河川課/三重県 伊賀県民局 等

*ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。